

静岡県告示第621号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和6年9月27日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
合同会社いーぜる	沼津市西浦久連94番地	きゃんばす	伊豆の国市中條74-2	令和6年9月1日	放課後等デイサービス	特定無し
株式会社クラ・ゼミ	浜松市中央区田町230番地の15	コペルプラス 藤枝教室	藤枝市前島一丁目9番40号 ナカエンタープライズビル 1階	令和6年9月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	特定無し